



平成 28 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 隆 宏
(コード番号：3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 啓 晴
(TEL. 072-761-9293)

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 30 日の取締役会におきまして、親会社からの資金の借入を行うことを決議し、実行いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 資金の借入の理由

コミットメントライン一部返済に伴う借入によるものであります。

2. 借入の内容

- | | |
|---------|---|
| ① 借入先 | R I Z A P グループ株式会社 |
| ② 借入金額 | 1 億円 |
| ③ 借入利率 | 年 0.8% (固定、初日片端入れ) |
| ④ 借入実施日 | 平成 28 年 9 月 30 日 |
| ⑤ 最終期限 | 平成 29 年 9 月 29 日 |
| ⑥ 返済方法 | 最終期限に元利金を一括して完済とする。 |
| ⑦ 担保の有無 | 無 |
| ⑧ 保証の有無 | 無 |
| ⑨ 損害金 | 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14.6% の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。 |

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、支配株主ではない、金融機関等の第三者からの調達が可能かどうか、十分な検討を行い、直近の借入利率と比較検討する等合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、TIBOR及び短期プライムレート等の市場金利を参考として、金融機関等の第三者との取引と同様にR I Z A Pグループ株式会社からの資金調達も借入に関する条件等を決定しております。

当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、第三者からの借入の検討や、自己資金での返済も検討したうえで、支配株主から借入を行う必要があると認められ、また借入条件の合理性についても認められ、さらに公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、軽微であります。

以上